

浜田市告示第 56 号

浜田市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、中等度難聴（両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上70デシベル未満であることをいう。以下同じ。）の高齢者に対し、その者が装用する補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減するとともに、高齢者の積極的な社会参加を支援し、もって認知機能の低下を予防することを目的とし、その助成金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条に規定する交付申請をする日（以下「申請日」という。）において65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（同法別表第2号に規定する障害に係るものに限る。）の交付を受けていない者
- (3) 中等度難聴の者であって、耳鼻咽喉科の診療を行う病院（診療所を含む。）の医師が補聴器の使用を必要と認めるもの
- (4) 申請日の属する年度（4月1日から5月31日までの間に申請をする場合は、前年度）の市町村民税が非課税である者

### (助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる要件を満たす補聴器の購入に要する経費（部品又は電池の交換等に要する経費を除く。）とする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条第2項に規定する医療機器に該当するもの
- (2) 公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた補聴器販売店（以下「認定販売事業者」という。）において購入するもの

### (助成金額等)

第4条 助成金の額は、助成対象経費相当額とする。ただし、2万5,000円を限度とし、助成金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定販売事業者が作成した見積書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、1助成対象者につき1回に限りすることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定し、高齢者補聴器購入費助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第7条 前条に規定する助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成金の交付の請求及びその受領の権限を認定販売事業者に委任するものとする。

2 前項の規定による委任を受けた認定販売事業者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、高齢者補聴器購入費助成金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成決定者が購入した補聴器の購入金額がわかる書類の写し
- (2) 委任状(様式第4号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所  
氏 名

※署名又は記名押印

高齢者補聴器購入費助成金交付申請書

高齢者補聴器購入費助成金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

なお、助成金の交付決定に際して、市長が私の身体障害者手帳の取得状況及び市町村民税の課税状況について調査することに同意します。

記

1 助成金交付申請額 円

2 助成対象者

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
購入予定 の補聴器	製品名		
	販 売 事業者名		

3 医師の意見

申請者の両耳の聴力レベルは、右（      d B）・左（      d B）であるため、補聴器の使用の必要性を認めます。 年 月 日 医療機関 所在地 名 称 医師氏名 ※署名又は記名押印
--

4 添付書類

- (1) 見積書等の写し
- (2) その他

様式第 2 号（第 6 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

高齢者補聴器購入費助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者補聴器購入費助成金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交付金額 円

（却下理由）

様式第 3 号(第 7 条関係)

高齢者補聴器購入費助成金交付請求書

一 金							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって交付決定通知のあった助成金

浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第 7 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

認定販売事業者

所在地（住所）

名称

代表者氏名

※署名又は記名押印

助成金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預 金 種 目	1 普通	2 当座	3 その他( )				
口 座 番 号							
口 座 名 義 人	フリガナ						

様式第4号（第7条関係）

## 委 任 状

認定販売事業者（受任者）

所在地（住所）

名称

私は、上記認定販売事業者に、高齢者補聴器購入費助成金の請求手続（助成金の受領の権限を含む。）を委任します。

年 月 日

助成決定者（委任者）

住所

氏名

※署名又は記名押印

電話番号

浜田市長 様